

資 料

1 岩泉町健康づくり推進協議会設置要綱

(昭和53年11月24日告示第95号)

改正平成6年3月31日告示第23—5号 平成22年3月15日告示第22号

(設置)

第1条 住民の健康づくりを推進するため、岩泉町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに関する保健活動の総合的な審議企画に関すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の啓蒙普及に関すること。
- (3) 医師確保対策及び医療機関の支援に関すること。
- (4) 医療問題の改善に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公的医療機関の職員
- (3) 地方公共団体の職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

前 文(平成6年3月31日告示第23—5号)抄

- 1 平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月15日告示第22号)

- 1 平成22年4月1日から施行する。
- 2 岩泉町医療問題協議会設置要綱(昭和52年7月7日告示第39号)は、廃止する。

2 岩泉町健康づくり推進協議会委員名簿

任期：平成26年7月1日～平成28年6月30日

番号	区 分	氏 名	所 属 機 関 等	備 考
1	公的医療機関の職員	柴 野 良 博	済生会岩泉病院	病院長
2	知 識 経 験 者	大 川 義 之	宮古歯科医師会	代 表
3	知 識 経 験 者	佐々木 エミ子	岩泉町薬剤師会	代 表
4	知 識 経 験 者	赤 坂 等	ふれんどりー岩泉	施設長
5	知 識 経 験 者	八重樫 恭 生	岩泉町国民健康保険運営協議会	会 長
6	知 識 経 験 者	佐々木 泰 二	岩泉町社会福祉協議会	会 長
7	知 識 経 験 者	石 垣 正 雄	岩泉町民生児童委員協議会	会 長
8	知 識 経 験 者	佐々木 恵理子	食生活改善グループいわいずみ会	会 長
9	知 識 経 験 者	田 屋 礼 子	岩泉町保健推進員	代 表
10	知 識 経 験 者	神 永 衛	事業所衛生管理者	代 表
11	知 識 経 験 者	小 成 茂	岩泉町公衆衛生組合連合会	会 長
12	地方公共団体の職員	田名場 善 明	岩手県宮古保健所	所 長
13	地方公共団体の職員	三 上 潤	岩泉町教育委員会	教育長
14	地方公共団体の職員	田 鎖 敏 昭	岩泉町校長会	会 長
15	地方公共団体の職員	石 井 タミ子	岩泉町学校保健会養護部会	代 表